

第 3 回鳥取県国民健康保険運営協議会での委員意見への対応について

令和 3 年 2 月 2 日に開催しましたこの会議において、宮本委員からの意見に対する対応は次のとおりです。

【意見概要】

健康推進を実施することは行政がやっている。一方、医療は医療機関がやっている。これらの連携が非常に抜けているのではないかと。特に生活習慣病は、私どもの年齢になると非常に気になるわけであるが、医療で受診したのに同じような生活をしていると、例えば何年後にはこういう病気になるとか、あるいは後何年しか寿命はもたないなどを具体的にシミュレーションできるような指導方法があれば、皆さんは気をつける。

ところが、今そういったシステムがない。そういったことがきちっと確立できる何か、それは人の強さにもよっても違うが、同じような生活を続けていくと、例えば、がんになる確率がこれだけ高くなるとか、死亡する確率がこれだけ高くなると具体的に本人が分かるものがあるれば、かなり健康とか医療に対しても自覚ができると思う。

医療と健康が連携し、シミュレーションするシステムについてどのようにお考えでしょうか。あるいは、今の案に追加して、患者、あるいはそういった生活をされている方が、将来は自分がどうなるかが分かりやすいシステムづくりというのも必要ではないか。

【対応】

委員指摘の視点での啓発も非常に重要であり、また、こういったことを放置していくと数年後にどのような状態になるかについて、ある程度エビデンスのある蓄積されたデータもある。

一方、そういったことを積極的に周知していくことについて、そのデータがどのように行動変容につながるかは人それぞれである。人の行動変容、生活習慣を変えるためにどんな働きかけをしたら人は行動に移すのかというナッジ理論があり、情報の内容や情報の出し方にもよるが、この理論を活用し、効果的にその方に響けば行動変容につながる方もある。そのような啓発の仕方についても取り組んでいきたい。

なお、第 2 期運営方針案においては、第 6 章（医療に要する費用の適正化の取組）で市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みづくりのため、県全体の国保保健事業の指針となる県データヘルス計画を策定し、市町村のデータヘルス計画と両輪となって、被保険者の健康を守るための目標達成に向けて、データヘルスを着実に推進することとし、併せて、国交付金を活用し、市町村の国保保健事業を支援する県の国保保健事業を実施することとしている。

委員の意見によるシステムづくりは、エビデンスのあるデータの確認を含めた活用方法など市町村や関係機関との調整が必要であり、現時点で運営方針案に盛り込むことは見送りたいが、令和 3 年度に策定予定の県データヘルス計画の策定に当たっては市町村や関係機関と協議を行う予定であり、この中で検討の上、令和 4 年度の予算に向けて取り組みたい。